

平成 29 年度第 3 回豊岡市地域包括支援センター運営協議会 次第

日 時 : 平成 30 年 1 月 17 日 (水) 13 時 30 分～

場 所 : 豊岡市役所立野庁舎 多目的ホール

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

(1) 豊岡市地域包括支援センターの設置状況について

資料 1

(2) 平成 29 年度豊岡市地域包括支援センターの事業報告について

資料 2

4 協議事項

(1) 豊岡市内の地域包括支援センター業務の次期委託先について

資料 3

(2) 平成 30 年度豊岡市地域包括支援センター事業実施方針 (案) について

資料 4

(3) 第 1 号介護予防支援事業及び指定介護予防支援事業の一部を委託できる
居宅介護支援事業所について

資料 5

5 閉 会

豊岡市地域包括支援センターの設置状況について

(平成 29 年 12 月 1 日現在)

名 称	人 口 (第1号被保険者数) 高齢化率	要支援・ 要介護 認定者 数	配置職員	設置形 態
豊岡地域包括支援センター 対象区域面積 133.40 k m ²	41,213 (11,949) 29.0% 港地区除く	2,018	社会福祉士 2 看護師 2 主任介護支援専門員(嘱託) 2 介護支援専門員(嘱託) 3	委託 豊岡市社会 福祉協議会
			小 計 9	
城崎・竹野地域包括支援セン ター対象区域面積 162.93 k m ²	10,841 (4,148) 38.3% 港地区含む	802	介護支援専門員 1 社会福祉士 1 看護師 1 事務(嘱託) 1	
城崎・竹野地域包括支援センター 竹野分室 再掲 対象区域面積 102.79 k m ²	再掲 4,567 (1,769) 38.7%	再掲 352	主任介護支援専門員 1	
			小 計 5	
日高地域包括支援センター 対象区域面積 150.24 k m ²	16,948 (5,433) 32.1%	985	主任介護支援専門員 1 社会福祉士 1 看護師 1 介護支援専門員 2 介護支援専門員(嘱託) 1 事務(嘱託) 1	
			小 計 7	
出石・但東地域包括支援セン ター 対象区域面積 251.09 k m ²	14,224 (5,019) 35.3%	959	介護支援専門員 1 主任介護支援専門員 1 看護師(嘱託) 1 事務(嘱託) 1	
出石・但東地域包括支援センター 但東分室 再掲 対象区域面積 161.96k m ²	再掲 4,246 (1,764) 41.5%	再掲 369	社会福祉士 1 介護支援専門員 1	
			小 計 6	
豊岡市合計	83,226 (26,549) 31.9%	4,76 4	合 計 27	

平成 29 年度 豊岡市地域包括支援センターの事業報告

平成 29 年度 豊岡市地域包括支援センター活動方針を基に以下の活動を行った。

(人数等実績数値は、各年度ともに 12 月末現在)

1 総合相談支援業務

方針① 生活支援コーディネーターと連携を図り、互助の力を発揮できるよう、ケースを通じて地域と協働していく。

(1) 生活支援コーディネーターとの定期的な情報共有の場を持つ。

【活動実績】

- ・ 圏域により週 1 回から 1 ヶ月に 1 回の頻度で、生活支援コーディネーター等と個別ケースや地域の動きの共有を行っている。

(2) 個別ケースを通じて地域課題に対する住民協議の場づくりをする。

【活動実績】

- ・ 行政区の見守り会議にて現状の共有や生活課題の検討、役割分担を行っている。

【生活上の困りごとを共有し、支援体制がとれたケース】

聴覚障害、腕の骨折があるひとり暮らし高齢者（60 代女性）

本人より、ごみ袋がうまく結べず、ごみ出しも困難との相談を受けた。

聴覚障害があるため、地域の方でも日頃のコミュニケーションの取り方や緊急時の対応など課題に感じており、見守り会議（区長、民生委員、民生協力委員、老人会会長、福祉委員で構成）においてコミュニティワーカーと共に検討の場を持った。地域包括では、本人へ外出時の筆談ボード持参の働きかけと災害時要援護者台帳登録の支援、地域では、ごみ出しとゆるやかな見守り支援の役割分担をすることができた。

方針② 関係機関と連携のもと支援困難ケースに対応する。

(1)複合的な課題を持つケースに対し、多職種協議の場を持ち役割分担をして対応する。

【活動実績】

- ・ 関係機関と協議の場を持ち、目標を共有し役割分担をして対応した。

【近隣住民も巻き込んだ徘徊のある高齢者。関係者が情報共有と役割分担をし、支援体制が整ったケース】

要介護2の認定を受けた徘徊のある高齢者（80代女性）

息子夫婦との3人暮らしだが、日中は独居。週3回デイサービスを利用していたが、利用日以外やサービス提供時間外には徘徊し、何度も近隣住民に連れて帰ってもらっていた。隣地区の住民から地域包括に連絡があり、迎えに行くことや警察に保護される事もあった。その都度、担当の介護支援専門員に事実を伝え、認知症高齢者見守り SOS ネットワークへの登録も勧めていた。介護支援専門員も家族調整に悩んでいたため、個別ケア会議を実施した。関係する支援者や生活支援コーディネーターが情報共有し、それぞれの役割を確認し支援体制を可視化した。家族と各サービスとの連携による切れ目のない見守り体制を作ることで、現在は落ち着いた生活をされている。

方針③ 早期に相談がつながるよう、地域の見守り体制を推進する。

(1)地域の集まりの場で「気づく・つなぐ・支え合う」ことの意識啓発をする。

【活動実績】

- ・ 民生委員児童委員協議会、サロン等で地域包括支援センターの啓発と併せて実施した。

広報活動件数

	対象者	実施件数	延参加人数
豊岡	民生委員・介護者・企業・学生等	9	231
日高	学生・施設・老人会住民等	12	281
城崎・竹野	学生・住民等	7	115
出石・但東	民生委員・学生・住民等	25	466

方法別相談延件数

	電話	来所	訪問	その他	合計
豊岡	3,168	670	2,506	1,271	7,615
日高	2,297	501	1,388	621	4,807
城崎・竹野	1,871	296	939	569	3,675
出石・但東	1,360	430	1,712	253	3,755
29年度	8,696	1,897	6,545	2,714	19,852
28年度	8,316	1,724	6,397	2,582	19,019
27年度	7,359	1,470	6,141	2,477	17,447

内容別相談件数 ※重複あり

	介護 相談	総合 事業	介護 予防	介護 給付	入退 所・院	高齢者 福祉	障がい 者福祉	保健・ 医療	権利 擁護	認知症 に関する 事	経済	その他	合計
豊岡	489	1,576	2,423	274	184	1,024	82	492	372	408	109	182	7,615
日高	247	1,418	1,922	254	135	401	65	87	105	127	22	24	4,807
城崎・竹野	236	677	1,210	150	92	499	76	269	230	47	72	117	3,675
出石・但東	488	886	1,060	79	202	444	50	132	49	31	158	176	3,755
29年度	1,460	4,557	6,615	757	613	2,368	273	980	756	613	361	499	19,852
28年度	1,747	4,788	5,630	597	555	1,580	266	1,245	641	778	576	618	19,021
27年度	1,462	2,167	9,201	671	491	1,057	218	590	415	404	215	566	17,457

相談者延人数

	本人	家族 親類等	知人 近隣	民生 委員	ケアマネ ジャー	サービス 事業者	医療 機関	行政	社協	その他	合計
豊岡	2,747	2,187	103	177	1,092	1,883	494	807	447	145	10,082
日高	2,049	1,797	67	75	552	1,676	327	581	164	62	7,350
城崎・竹野	1,370	1,029	39	58	318	1,030	232	419	283	71	4,849
出石・但東	2,008	1,290	83	151	419	807	327	418	174	95	5,772
29年度	8,174	6,303	292	461	2,381	5,396	1,380	2,225	1,068	373	28,053
28年度	7,731	5,834	290	450	2,196	4,388	1,231	2,037	—	1,161	25,318
27年度	7,789	6,186	276	373	1,774	4,720	1,111	1,559	—	944	24,732

対応内容（件） ※重複あり

	介護予防ケア マネジメント	総合相談 支援	権利擁護	ケアマネジ メント支援	困難事例 対応	福祉用具住 宅改修	施設入所	その他	合計
豊岡	3,562	2,536	389	669	328	290	90	114	7,978
日高	3,197	862	105	418	112	125	44	13	4,876
城崎・竹野	1,799	1,083	222	296	152	100	43	71	3,766
出石・但東	1,804	1,559	83	95	89	86	23	167	3,906
29年度	10,362	6,040	799	1,478	681	601	200	365	20,526
28年度	9,196	6,325	674	2,582	1,210	627	169	337	21,120
27年度	10,704	4,517	624	737	296	669	174	393	18,114

2 権利擁護業務

権利擁護に関する相談

	成年後見制度	高齢者虐待	消費者被害	その他	合計
29年度	132	520	26	121	799
28年度	31	19	5	99	674
27年度	194	194	21	215	624

方針① 高齢者虐待対応について、高齢者虐待対応マニュアルに沿い、行政とさらなる協議・連携強化を図る。

(1) 市と協働し、高齢者虐待対応マニュアル・ツールを使った担当職員向けの研修会を開催する。

【活動実績】

- ・ 高齢者虐待防止法の解釈につながる研修会を実施し、権利擁護への法的根拠の再確認を行った。今後は、具体的に帳票類を使った実務につながる研修も検討が必要だと考えている。

(2) 高齢者虐待対応マニュアルの共通理解と各圏域の対応方法について情報共有を行う。

【活動実績】

- ・市と調整し開催時期を検討中

虐待通報件数等

	前年度から継続	通報	内虐待認定
29年度	9	19	9
28年度	8	28	18
27年度	3	28	19

虐待対応件数

	分 離			分離せず		成年後見制 度申立	終結	対応 継続
	特養へ措置	養護へ措置	入院・施設 等へ入所	在宅サービス 導入調整等	その他			
29年度	0	2	5	6	5	1	10	8
28年度	0	3	13	5	5	3	16	10
27年度	1	0	3	5	13	1	8	14

(3) 高齢者虐待対応専門職チームを活用し、個別の事例についてのアドバイスを受け、対応能力を高める。

【活動実績】

- ・現時点では、専門職チームを活用するに至る事例はなかった。

方針② 成年後見制度の普及啓発に努め、関係機関との連携強化を図る。

(1) 介護保険事業所を対象に、アンケート等で成年後見制度の普及啓発に関する実態調査を行い、課題を把握する。

【活動実績】

- ・29年度権利擁護権研修会（H29.11.29実施）において、参加者に「成年後見制度を周知したか」についてアンケート（62名中60名）を行った結果、ほとんどの方が、「成年後見制度を周知した」との回答だった。
また、今後希望する研修の内容としては、「制度内容の具体的な説明」より「申し立て支援の方法など」を希望する者が多かった。

(2) 社協・市広報等で啓発を行う。

【活動実績】

- ・ 8月号の市広報に「高齢者虐待のない地域を目指して」と題して、「虐待の理解と気づき、背景」について記事を掲載し、市民に啓発を行った。

(3) ぱあとなあ（社会福祉士会）・リーガルサポート（司法書士会）・たんぽぽ（弁護士会）・コスモス会（行政書士会）・成年後見支援センター（近畿税理士会）などの成年後見人等候補者の推薦団体との連携、情報共有を図る。

【活動実績】

- ・ 「ぱあとなあ」但馬ブロック責任者を招いて、現状・課題を共有した。
「但馬でもメンバーが2名増え、不足していた身上監護を中心とした受任希望への対応が可能となった」等の説明を受けた。

方針③ 権利擁護の視点を持ちながら相談業務にあたり、解決に向け、関係機関との連携強化を図る。

(1) 権利擁護に関する研修会を開催する。

【活動実績】

- ・ 平成29年11月29日に次の内容で権利擁護研修会を開催した。
参加者数 62名（介護支援専門員が中心）
「すぐに実務につながる」、「困っていた事が明白になった」等、好評を得た。

「身寄りのいない高齢者への支援～法的な視点で支援を考える～」
講師 大阪弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター ひまわり
弁護士 久岡 英樹 氏

(2) ケアマネ連絡会等でミニ研修会を開催する。

【活動実績】

- ・平成 30 年 1 月 16 日のケアマネ連絡会の中で、「高齢者虐待について」をテーマに、
寸劇や介護支援専門員同士の意見交換など、高齢者虐待の早期発見につながるような研修を行った。

(3) 法的な課題解決に向け弁護士による法律相談や法テラスなどの専門機関と連携を図る。

【活動実績】

- ・毎月第 4 金曜日に行われる「弁護士派遣事業」や「法テラス」等を活用し、新たな関係機関につなげるなど、問題解決に向けたプロセスに積極的に関わった。

相談件数 ※重複あり

成年後見	財産管理	遺言・相続	親族関係（離婚除く）	離婚	債務	一般民事	介護サービス利用関係	その他	合計
7	4	2	1	1	1	1	1	1	19

3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

方針① 介護支援専門員が医療関係者とスムーズに連携できるように支援する。

- (1) 豊岡市介護支援専門員連絡会や各圏域の会議等で意見交換や研修会を実施する。

【活動実績】

- ・平成 29 年 7 月 11 日 豊岡市在宅医療・介護連携推進協議会研修会で「高齢者の腎疾患について～透析に係る病態の変化」をテーマに、しらゆり診療所 長谷川 正宜 院長の研修を実施した。
- ・平成 30 年 2 月 21 日 豊岡市在宅医療・介護連携推進協議会研修会で「心筋梗塞について」 藤原医院 藤原 武 院長の研修を予定している。

(2)「但馬圏域退院支援ガイドライン」を活用する。

【活動実績】

- ・介護支援専門員連絡会で、ガイドラインについての最新情報の報告を行った。

方針② 介護支援専門員の質の向上を図る。

(1)自立支援型のケアマネジメントへの転換を図るために、的確なアセスメント視点を身につけられるよう研修会を実施する。

【活動実績】

- ・平成29年11月17日、次のとおり豊岡市新任介護支援専門員研修会を行った。
「自立支援に向けたアセスメントの重要性について～気づきの視点で学ぶ～」
講師 神崎総合病院 谷 義幸 氏

方針③ 介護支援専門員が地域とのつながりを深められるように支援する。

(1) 自立支援型地域ケア会議や個別ケア会議を通して地域課題に気づく力を高める。

【活動実績】

- ・自立支援型地域ケア会議で検討を行ったケアプランについて、一定期間後に介護支援専門員から「検討した内容と支援方法がどうなったのか」確認を行った。
- ・各圏域で介護支援専門員ネットワーク連絡会を開催しており、その中で、民生委員との意見交換を行った圏域もあった。
- ・介護支援専門員からの相談を受ける中で、地域住民とどのようにつながっているのか質問し、つながる視点を持てるように支援を行った。

介護支援専門員支援回数

	ケース 検討会議	同行訪問	個別相談 情報提供	サービス 担当者会議	合計
豊岡	23	87	610	33	753
城崎・竹野	2	40	258	4	304
日高	27	57	365	19	468
出石・但東	4	25	73	8	110
合計	56	209	1,306	64	1,635

介護支援専門員ネットワーク連絡会開催実績

	回数	延参加人数
豊岡	4回	53人
城崎・竹野	4回	42人
日高	3回	33人
出石・但東	5回	40人
合計	16回	168人

4 介護予防ケアマネジメント業務

方針① より多くの人に介護予防活動の必要性を啓発し、実践への支援を行う。
(1) 地域の人が集まる場所に出向き、広報等の活用により意識啓発を行う。

【活動実績】

- ・冬の過ごし方と介護予防（運動からだ元気塾）について市広報2月号（1月25日発行）に掲載する予定。
- ・サロン、老人会、玄さん元気教室で、認知症予防のミニ講座や認知症サポーター養成講座を行った。その他の集いの場で、脱水症や熱中症予防の講座や体操の指導を行った。

(2) 介護予防活動（認知症予防）の実践に向け、地域や関連する部署との連携を図る。

【活動実績】

- ・健康増進課の地区担当の保健師と日高地域包括支援センターが5月12日、出石地域包括支援センターが6月6日に情報共有の機会をもった。
- ・民生委員児童委員協議会で、からだ元気塾や認知症サポーター養成講座の紹介を行った。
- ・相談支援の際に基本チェックリストを実施し、運動からだ元気塾・支え合い通所介護につないだ。また虚弱な高齢者に対しては、介護予防の必要性について説明を行った。
- ・相談支援を行う中で、またサロンなどで、運動からだ元気塾のチラシを活用し、参加につなげたり、関わりのきっかけ作りを行った。

認定区分別介護予防等サービス計画作成件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
事業対象者	131	145	215	229	232	217	234	244	245	1,892
要支援1	528	535	527	547	543	564	579	581	572	4,976
要支援2	375	390	391	394	391	397	406	403	401	3,548
合計	1,034	1,070	1,133	1,170	1,166	1,178	1,219	1,228	1,218	10,416
豊岡	452	471	456	497	480	496	517	516	508	4,393
日高	199	217	235	226	241	239	238	238	235	2,068
城崎・竹野	180	172	184	182	181	179	185	207	203	1,673
出石・但東	203	210	258	265	264	264	279	267	272	2,282

方針② 対象者の真のニーズにもとづいた適切なケアマネジメントを実施する。

(1)インフォーマル支援を含めた、ケアマネジメントができるよう支援する。

【活動実績】

- ・介護支援専門員ネットワークで、薬局や警察、民生委員と情報交換を行い、社会資源の情報を共有した。地域ケア会議等で、介護保険サービス以外の民間のサービス、有償ボランティアなどを活用してもらえるように介護支援専門員に情報提供を行った。

介護予防ケアプラン作成件数

- 「指定介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成分」

27年度	28年度	29年度
3,674	4,428	5,761

- 「委託事業者作成分」

27年度	28年度	29年度
4,689	5,005	4,655

(2) 主任介護支援専門員と協働して研修会を開催する。(予後予測・医療的視点を含めたアセスメントが出来るよう支援する)

【活動実績】

- ・10月・11月と主任介護支援専門員と看護職で合同研修を行ったが、医療的視点を含めたアセスメントについては、十分に伝えることが出来なかった。

(3) ケアマネジメントの流れの見直しをし、介護支援専門員に伝える。

【活動実績】

- ・介護予防ケアマネジメントの流れの見直しを行い、介護支援専門員連絡会で、ロールプレイ（寸劇）とスライドを用いて説明を行った。

5 地域ケア会議の推進

方針① ケアマネジメント（自立支援型ケアプラン作成等）支援による個別課題解決機能の強化及びそれを通じた介護支援専門員の資質向上を図る。

(1) 月1回、自立支援型ケア会議を開催し、専門職を中心とする多職種による検討を行う。

【活動実績】

- ・介護支援専門員等が事例（ケアプラン）提供を行い、理学療法士、保健師等専門職と「本人が望む生活」に向けてのケアプランの検討を行った。

自立支援型地域ケア会議開催回数

豊岡	城崎・竹野	日高	出石・但東	合計
27	27	27	27	108

(2) 自立支援型ケア会議後、提案事項がプランに反映されているか確認していく。

【活動実績】

- ・自立支援型地域ケア会議において検討を行った事例について、一定期間後にその後の状況を介護支援専門員に確認を行った。

方針②地域ケア会議を通じて地域の実情を把握するとともに、個別ケースの課題を分析し、地域課題の発見につなぐ。

(1) 生活支援コーディネーターやコミュニティワーカーと協働し、個別ケア会議を開催する。

【活動実績】

- ・個別ケースの対応において、必要に応じて関係の専門職や地域住民等に集まっていたいただき個別ケア会議を開催した。

個別ケア会議開催回数

豊岡	城崎・竹野	日高	出石・但東	合計
12	2	11	1	26

6 認知症施策の推進

認知症相談延件数

豊岡	城崎・竹野	日高	出石・但東	合計
408	47	127	31	613

方針① 認知症の早期発見、早期対応に努める。

(1) 認知症を早期発見するための気づきのポイントを啓発する。

【活動実績】

- ・ サロン、民生委員児童委員協議会、コミュニティセンター、小・中・高校で実施した認知症サポーター養成講座の中で本啓発も行った。

方針② 多世代を対象に認知症の理解と普及啓発に努める。

(1) 認知症サポーター養成講座を開催する。

【活動実績】

- ・ 小学生から高齢者まで、多世代にわたり認知症サポーター養成講座を実施した。

認知症サポーター養成講座開催回数

豊岡	城崎・竹野	日高	出石・但東	合計
4	2	7	6	19

方針③ 家族介護者に対する支援の充実を図る。

(1) 認知症カフェ等介護者が集う場への参加の支援と、場が継続するための後方支援を行う。

【活動実績】

- ・ 相談対応の中で認知症カフェへの案内をし、寄り添い繋ぐ支援を行った。さらに認知症カフェでは専門職が相談をいつでも受けられる体制を整えた。

豊岡市内の認知症カフェ・集い一覧

名 称	日 時	場 所	対 象 者
若年性認知症の人 と家族のつどい	毎月第3水曜日 13:30～15:30	豊岡市役所 立野庁舎	若年性認知症のご本人・ご家族
認知症カフェ にじいろカフェ	毎月第4木曜日 13:30～15:30	特別養護老人ホーム たじま荘	認知症・若年性認知症 のご本人・ご家族
認知症カフェ わ・え・ん	毎月第3土曜日 13:30～15:30	リハビリ処和音	認知症のご本人・ ご家族
認知症カフェ ふれでい	毎月第2水曜日 11:30～15:30	日高健康福祉セン ター	認知症のご本人・ ご家族
認知症カフェ ひまわり	毎月第1金曜日 13:30～15:30	豊岡健康福祉セン ター	認知症のご本人・ ご家族
あおぞらカフェ	毎月第1金曜日 13:30～15:00	小谷 愛の園	認知症のご本人・ご家 族、関心のある方
あんくらカフェ	毎月第3日曜日 10:30～15:00	シカバレー	認知症のご本人・ご家 族、地域の方

豊岡市内の地域包括支援センター業務の次期委託先について

豊岡市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第2条第1項のイに基づき、下記の事業者に引き続き委託することについて、ご意見をいただきたい。

記

- 1 委託先名称 社会福祉法人豊岡市社会福祉協議会
- 2 所在地 豊岡市城南町 23 番 6 号
- 3 地域包括支援センターの名称
 - (1) 豊岡地域包括支援センター
 - (2) 城崎・竹野地域包括支援センター
 - (3) 日高地域包括支援センター
 - (4) 出石・但東地域包括支援センター
- 4 委託理由 平成 27 年 3 月 31 日に豊岡市社会福祉協議会と締結した豊岡市包括的支援事業等委託契約書第 9 条において、「委託者は、受託者の事業の運営について毎年度評価を行い、豊岡市地域包括支援センター運営協議会において契約期間満了年度の前 2 カ年の運営実績を運営協議会において評価し、適切に運営されていると判断された場合は、委託期間を 3 年間延長するもの」としており、その要件を充足しているものと考えている。

※参考：前 2 カ年の事業報告等
- 5 委託期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日
債務負担行為 3 年（限度額 352,110 千円）
- 6 その他 豊岡市地域包括支援センター運営協議会設置要綱の所掌事務
第 2 条第 1 項のイ
「地域包括支援センターの設置、変更及び廃止並びに地域包括支援センターの業務の法人への委託又は地域包括支援センターの業務を委託された法人の変更」

平成 30 年度豊岡市地域包括支援センター事業実施方針(案)

豊 岡 市

I 方針策定の意義

地域包括支援センターは、「地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設」（介護保険法第 115 条の 46）です。

とりわけ高齢者が可能なかぎり住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築において、社会資源（ニーズを充足するための有形無形の資源）等をネットワーク化するとともに、それらが支援を要する高齢者に適切に提供されるよう援助する（ケアマネジメント）という重要な役割を担います。

また、地域包括支援センターが行う包括的支援事業は、市が実施することとされている事業であり、委託する場合は、厚生労働大臣が定める内容を勘案し、事業の実施方針を受託者に対して提示する必要があります。

この「豊岡市地域包括支援センター事業実施方針」は、4 箇所の各委託地域包括支援センターそれぞれが、地域の実情に応じた取組みを行いながらも、豊岡市全体として目指すべき姿に向かって事業を推進するため、事業実施についての市の基本的な考え方や各センターが共通して取り組むべき活動の方向性を示すものです。

II 地域包括支援センターの事業の実施方針

1. 地域包括ケアシステムの構築方針

(1) 全体としての取組みの方向性

市は、旧市町エリアを基本とした 6 つの日常生活圏域に分けて地域包括ケアシステムの構築を推進し、市民には、元気なうちは就労、ボランティア活動・趣味などの生きがい活動や社会参加を行うとともに、介護予防を行いながら、健康寿命を延ばしていただくこととします。また、介護や医療が必要になっても、生きがいを持ち、その人らしい生活を送ることができるよう在宅医療、在宅介護を充実させるとともに、地域で支え合うことで、少しでも長く住み慣れた地域や自宅で生活することのできる地域社会の実現を目指すものとします。

これらを実現させるために、支援や介護が必要となってもできる限り社会参加していただくとともに、すすんで介護予防・重度化防止に取り組んでいただけるような「自助」の意識の向上を図ります。同時に住民や住民組織等に対してボランティア活動といった「互助」についても協力を呼びかけ、市と市民・関係機関・事業者等が目標を共有しながら、各圏域に

適合したシステムの構築を図るものとします。

その上で、平成 29 年 6 月に公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（地域包括ケアシステム強化法）」の大きな目的の一つである「地域共生社会の実現に向けた取組の推進」を図るため、「地域住民との協働による包括的支援体制（高齢者だけでない生活上の困難を抱える方への支援体制）の構築等」に取組み、地域包括ケアシステムの深化を目指すものとします。

(2)地域包括支援センターの具体的な取組み方針

①総合相談支援業務

高齢者等のさまざまな相談を受け止め、適切な機関・制度・サービス、あるいは地域につなぎ、継続的にフォローすることとします。

ア．地域におけるネットワークの構築

支援を必要とする高齢者への適切な支援へのつなぎ、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、高齢者の日常生活支援に関する活動に携わるボランティア等、地域における様々な関係者のネットワークの構築を図ることとします。

イ．実態把握

高齢者世帯への戸別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者や家族の状況等についての実態把握を行うものとします。特に、地域から孤立している要介護（支援）者のいる世帯や介護を含めた複合的な課題を抱えている世帯等、支援が必要な世帯を把握し、当該世帯の高齢者や家族への支援につなげることができるように留意することとします。

ウ．総合相談支援

本人、家族、近隣住民、民生委員等からの様々な相談に対応し、相談内容に即したサービスや制度等に関する情報提供、関係機関の紹介などを行うものとします。

また、専門的・継続的な関与や緊急対応が必要な場合には、それに対応する支援を行うものとします。

エ．障害児者相談支援機関との連携

高齢障害者等が共生型サービスを円滑に利用できるよう、これまで以上に障害者基幹相談支援センターや各相談支援事業所との連携を図ります。

※共生型サービス・地域包括ケアシステム強化法により新たに創設された高齢者と

②権利擁護業務

地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービスが見つからない等の困難な状態にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行うこととします。

ア. 成年後見制度の活用促進

成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族等に対して、制度の説明や申し立てにあたっての関係機関の紹介等を行うものとします。また、申し立てを行える親族がいない場合等で、成年後見の利用が必要と認められる場合、速やかに高年介護課に当該高齢者の状況等を報告し、市長申し立てにつなぐようにします。

イ. 高齢者虐待への対応

高齢者虐待対応マニュアルに基づき、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認する等、事例に即した適切な対応を行うこととします。

ウ. 消費者被害の防止

消費者被害を未然に防止するため、消費生活センター等と情報交換を行うとともに、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に必要な情報提供を行うこととします。

③在宅医療・介護連携の推進

豊岡市在宅医療・介護連携推進協議会の構成員として、在宅医療介護連携に係る各種研修会への協力、介護医療資源情報の整理・見える化、但馬圏域退院支援運用ガイドラインの活用、医療関係者と介護関係者の交流促進等の事業に関わるものとします。

④認知症施策（認知症あんしん大作戦）の推進

認知症の人やその家族の視点に立ち、市と連携して次の取り組みを進めるものとします。

ア. 認知症に関する知識の普及・啓発の推進

ボランティアなど地域活動の担い手となる人材の把握に努めるものとします。

また、認知症についての正しい理解と知識の普及啓発を行い、認知症になっても安心して住み続けられる地域づくりに努めるものとします。

イ. 早期発見・早期対応の推進

認知症（若年性認知症を含む）の相談窓口である「認知症相談センター」（市と地域包括支援センター）を周知し、早期に相談がつながりやすい体制を整えるものとします。

平成 30 年度に設置する認知症初期集中支援チームと連携するなど、認知症の人やその家族が状況に応じて必要な医療や介護等のサービスが受けられるよう関係機関へのつなぎや連絡調整を行うものとします。

ウ. 認知症ケアの向上

認知症相談センター職員研修や各種研修会に積極的に参加し、認知症の人やその家族への支援を適切に行えるようスキルアップを図るものとします。

エ. 若年性認知症の人と家族への支援

若年性認知症の相談に応じられるように関係機関と連携するとともに、対応のスキルアップを図るものとします。また、本人の希望する社会参加や居場所づくり等を検討することとします。

オ. 家族介護者に対する支援の充実

認知症家族介護教室や認知症カフェの周知を行うなど、家族介護者に対する支援を行うこととします。

カ. 権利擁護の推進

地域包括支援センターの行う権利擁護業務と一体的に、認知症の人の権利や生命を守る取り組みを進めるものとします。

キ. 地域見守り体制の推進

高齢者見守りネットワーク(とよおかホッと見守り隊)協力事業者との連携等により、見守り体制の充実を進めることとします。また、市が行う認知症高齢者等見守り・SOSネットワークへ認知症の人の登録を促す等の協力を行うとともに、声かけ模擬訓練等に参画するものとします。

⑤生活支援体制整備の推進

ア. 生活支援コーディネーターとの連携

地域ニーズや生活支援に関する社会資源情報の把握、活用等及び地域づくりについて、生活支援コーディネーターと連携・協働するものとします。

イ. 地域課題解決協議の場への参画

地域課題を住民主体で解決することを目指す協議の場やその他の生活支援等に関する会議に参画し、地域ニーズ情報の提供や他団体・専門機関との連携を図るものとしま

す。

2. 介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク構築の方針

これまでの専門職を中心とした個別支援のネットワークだけでなく、専門職と地域住民、さらに民間業者も含めた多様な主体によるネットワークを構築するものとします。

なお、このネットワークは、社会福祉協議会の生活支援コーディネーター、コミュニティワーカー等と連携・協働しながら、行政区単位、地域コミュニティ単位、日常生活圏域（旧市町区域）単位、市全域それぞれのエリア・階層ごとに構築するものとします。

3. 第1号介護予防支援事業の実施方針

(1)第1号介護予防支援事業

第1号介護予防支援事業（以下「介護予防ケアマネジメント」という。）は、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）による訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス又はその他の事業（介護保険給付によるサービスを除く。）が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業です。要支援認定者及び基本チェックリスト該当者が総合事業による介護予防・生活支援サービスや公的なサービス以外のサービス等を適切に受けられるようケアプランの作成を行うとともに、そのプランに基づきサービスの実施状況や効果の評価、見直し等を行い、介護予防・重度化防止を図ることとします。

(2)ケアマネジメントに当たっての基本的な考え方

総合事業は、高齢者が要介護状態等になることを予防するとともに、自立した日常生活が行えるよう支援することを目的としています。

このために、特に次の点に留意し、介護予防ケアマネジメントを実施するものとします。

- ① 対象者の真のニーズ及び課題を把握し、その実現のための自助の意欲を喚起すること。
- ② 課題の要因を分析し、その改善のための適切なサービス等をケアプランに位置付けること。

この場合に、必要に応じて公的サービス以外のサービス・活動等、住民主体の支援、専門職によらないサービス等の活用努めること。

- ③ 評価可能（数値等）な具体的な目標と期間（短期・長期等）設定を行うこと。

- ④ 改善状況、サービスの効果等を評価したうえで、サービスの終了も含めた見直し又は継続を検討すること。

なお、サービスを終了した後においても、対象者が自ら介護予防等に継続的に取り組む意欲の喚起を行うとともに、介護予防等に係る知識・技術を提供すること。

4. 介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

(1)関係機関との連携体制構築支援

居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、関係機関との情報共有や意見交換等を通じて、地域における関係機関との連携体制を構築できるよう支援するものとします。

(2)介護支援専門員同士のネットワーク構築支援

介護支援専門員同士の情報の共有、実践の振り返り、精神的なサポート、やりがいの共有等の実現のためのネットワーク構築を支援するものとします。

(3)事例検討会・研修会・介護支援専門員連絡会の実施

介護支援専門員の質の向上を図る観点から、関係機関と連携のうえ、情報提供や事例検討会、研修会、連絡会を実施し、実践力を高めることとします。

(4)支援困難事例等への指導・助言

介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行うこととします。事例によっては、個別ケア会議を開催し、多職種検討による介護支援専門員に対する支援を行うこととします。

(5)地域における介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員等が、日常的に円滑な業務が実施できるよう介護支援専門員のネットワークを活用することとします。

5. 地域ケア会議の運営方針

実施する地域ケア会議の種別に応じて、次のように運営するものとします。

(1)個別ケア会議

①会議内容

地域包括支援センター及び介護支援専門員等が担当するケース（介護度・状態像を問わない）について、その処遇をどのようにすべきか、関係者で検討することにより、高齢者の課題解決を支援することとします。

②構成員

本人・家族、地域包括支援センター、担当介護支援専門員、保健師(市)、民生委員、区役員、その他関係者を必要に応じて招集します。

③実施回数等

地域包括支援センター又は介護支援専門員等の求めに応じて随時開催(不定期)

(2)自立支援型地域ケア会議

①会議内容

主に要支援認定者や事業対象者(基本チェックリスト該当者)など介護予防サービスの利用者について、自立支援(利用者の状態を改善し、自分でできることを増やすことにより本人が望む生活をめざす)の視点を踏まえたケアプランの作成を支援するため、作成済みのケアプランの更新にあたって、専門職を中心とする多職種による検討を行い、担当地域包括支援センター職員又は介護支援専門員に助言を行うこととします。

②実施単位圏域

地域包括支援センター設置圏域(豊岡、港・城崎・竹野、日高、出石・但東)

③構成員

地域包括支援センター、担当介護支援専門員、保健師(市健康増進課)、高齢者・介護保険担当市職員、理学療法士又は作業療法士、生活支援コーディネーター、必要に応じて管理栄養士等その他の専門職

④実施回数等

各地域包括支援センター(豊岡、港・城崎・竹野、日高、出石・但東)ごとに月1回 計48回

1回(1時間45分)の会議で概ね3事例を検討

6. 市との連携方針

全地域包括支援センターを委託とした趣旨を踏まえ、介護保険事業計画、本事業実施方針等に基づき住民に身近な各地域包括支援センターが主体的に問題解決を図ることを基本としながら、虐待ケース、行政の権限行使が必要な事案及び困難ケースへの対応、またネットワーク構築や地域づくり等に関しては、市と密接に連携をとって課題解決に取り組むものとします。

7. 公正・中立性確保のための方針

地域包括支援センターの業務は、介護保険法令に基づき市が実施すべき事業（包括的支援事業及び介護予防ケアマネジメント）であり、その委託を受けたセンターも市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行う必要があるため、次の事項について留意するものとします。

(1) 公正・公平な介護予防ケアマネジメント

① 介護予防ケアプランへの事業者の位置付け

介護予防ケアマネジメントの実施に際して、特定の事業者のサービスに偏ってケアプランに位置付けたりすることのないようにします。

② 介護予防ケアマネジメントの委託

介護予防ケアマネジメントの委託に際して、特定の居宅介護支援事業者に偏って委託することのないようにします。

③ 対象者の真のニーズ及び自立支援に資するサービス（支援）の位置付け

サービス提供事業者からの働きかけや利用者等からの安易な要求を排し、真のニーズや自立支援に資するサービス等（予防給付基準サービス、支え合いサービス、インフォーマルサービス、互助活動、一般施策）を適切に選択して、ケアプランに位置付けます。

(2) 公正・公平なケアマネジメント支援

自立支援型地域ケア会議におけるケアマネジメント支援については、年間を通じて概ね全ての事業者が1回は支援を受けられるよう配慮します。

8. 事業の自己評価と質の向上のための方針

地域包括支援センターは、事業の実施状況の自己評価を行い、地域包括支援センターに対する住民のニーズや業務の状況・量等を把握し、これを地域包括支援センター運営協議会の評価・点検を受けることとします。

また、自己評価と地域包括支援センター運営協議会の評価・点検を受けることにより、各種施策や体制に反映できる仕組みをつくり、地域包括支援センターの質の向上を図ることとします。

第 1 号介護予防支援事業および指定介護予防支援事業の一部を 委託できる居宅介護支援事業所について

下記の事業所を「第 1 号介護予防支援事業および指定介護予防支援事業の一部を委託できる居宅介護支援事業所」とすることについて、ご意見をいただきたい。

記

- 1 追加事業所 : 三つの花
- 2 追加理由 : 新規事業所開設のため

3 事業所所在地等

No.	事業所名称	事業主体	所在地
84	三つの花	三つの花合同会社	豊岡市中陰574番地の6

※詳細につきましては、裏面に記載しております。

【参考】既委託事業所数

- ・市内 83事業所
- ・市外 22事業所

三つの花

- 1 所在地 〒668-0013 豊岡市中陰 574 番地の 6
- 2 事業所番号 2874401793
- 3 運営会社名 三つの花合同会社
- 4 代表者名 三上 久美子
- 5 従業員数 管理者兼介護支援専門員 常勤 1 名
- 6 提供サービス 居宅介護支援
- 7 サービス開始日 平成 29 年 10 月 1 日
- 8 運営の方針

- (1) 利用者が要支援・要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
- (2) 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類、または特定の事業者に偏することのないように公平かつ中立に実施する。
- (3) 市、老人福祉法第 20 条の 2 に規定する在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努める。